

答 申 書

(答申第132号)

令和8年9月30日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり、福井県知事（以下「実施機関」という。）が令和7年8月1日付け坂健第1216号で行った公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）は、取り消すべきである。

実施機関は、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第7条第2号（法人等事業情報）に該当しない部分および同条第5号に該当するとして非公開とした部分は公開すべきであり、第8条第1項に基づき、非公開とした各記載内容を個別に精査し、非公開情報に該当する部分と公開すべき部分とを区分した上で、改めて決定すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和7年7月18日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

令和7年5月以降において、〇〇〇（以下「当該法人」という。）が輸入者として関与したトマトジュースの品質問題に関し、以下に該当する文書

- ・医薬食品・衛生課および坂井保健所が作成・取得・保有する報告書
- ・事業者からの報告書（提出文書）
- ・行政指導記録（文書・メール含む）

2 実施機関の決定

実施機関は、令和7年8月1日付け坂健第1216号により、次のとおり本件処分を行った。

[本件処分の内容]

番号	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1	事業者からの報告書 （令和7年7月17日）	一部公開	・法人の代表者の印影 ・指摘を受けた商品の概要の報告内容 ・製品の販売状況の報告内容 ・苦情の詳細の報告内容 ・経緯、原因、理由等の報告内容 ・再発防止策等の講じた措置についての報告内容 ・報告書に添付された別法人の報告書 ・報告書に添付された検査結果報告書	下記理由2
		一部公開	・苦情の処理に関する事の報告内容	下記理由3
2	苦情商品等の調査について（依頼） （令和7年5月30日）	一部公開	別添「有症苦情に係るお問い合わせについて（情報提供）」について下記の事項 ・2.有症者情報の一切 別添1「お問い合わせ」フォームについて下記の事項 ・氏名（フルネーム）の入力内容 ・メールアドレスの入力内容 ・電話番号（ハイフンなし）の入力内容 別添2「お問い合わせフォーム添付資料（保健所提出）」について下記の事項 ・入力者の氏名 ・お客様に関する情報の一切	下記理由1
		一部公開	別添「有症苦情に係るお問い合わせについて	下記理由2

			(情報提供)」について下記の事項 ・ 1. 探知の詳細 別添 1「お問い合わせ」フォームについて下記の事項 ・ お問い合わせ内容の入力内容 別添 2「お問い合わせフォーム添付資料（保健所提出）」について下記の事項 ・ お問い合わせ内容のその他の入力事項 ・ 問い合わせ内容原文および写真	
3	苦情商品等の調査について（回答） （令和 7 年 7 月 18 日）	一部公開	別添「報告書」について下記の事項 ・ 法人の代表者の印影 ・ 指摘を受けた商品の概要の報告内容 ・ 製品の販売状況の報告内容 ・ 苦情の詳細の報告内容 ・ 経緯、原因、理由等の報告内容 ・ 再発防止策等の講じた措置についての報告内容 ・ 報告書に添付された別法人の報告書 ・ 報告書に添付された検査結果報告書	下記理由 2
		一部公開	別添「報告書」について下記の事項 ・ 苦情の処理に関する事の報告内容	下記理由 3
4	行政指導記録 （令和 7 年 5 月 30 日）	一部公開	対応記録簿記載事項のうち下記の事項 ・ 関係者欄の記載事項 ・ 対応内容の記載事項のうち、法人の担当者氏名および連絡先（携帯電話番号） 別添「お問い合わせフォーム」について下記の事項 ・ 氏名（フルネーム）の入力内容 ・ メールアドレスの入力内容 ・ 電話番号（ハイフンなし）の入力内容 別添「お問い合わせフォーム添付資料（保健所提出）」について下記の事項 ・ 入力者の氏名 ・ お客様に関する情報の一切 別添令和 7 年 5 月 30 日の法人からのメールのうち下記の事項 ・ 担当者氏名 ・ 担当者メールアドレス	下記理由 1
		一部公開	対応記録簿記載事項のうち下記の事項 ・ 苦情内容に関する情報（苦情内容、苦情件数、苦情に対する対応、苦情の推定原因、苦情商品の販売本数） 別添「お問い合わせ」フォームについて下記の事項 ・ お問い合わせ内容の入力内容 別添「お問い合わせフォーム添付資料（保健所提出）」について下記の事項 ・ お問い合わせ内容のその他の入力事項 ・ 問い合わせ内容原文および写真 別添令和 7 年 5 月 30 日の法人からのメールのうち下記の事項 ・ メール文中の苦情内容に関する情報（苦情内容、苦情件数、苦情商品の販売本数、苦情の推定原因） ・ 20250530 法人資料（苦情製品にかかる情報）の一切	下記理由 2
5	行政指導記録 （令和 7 年 6 月 6 日）	一部公開	対応記録簿記載事項のうち下記の事項 ・ 苦情内容に関する情報（苦情内容、苦情件数、苦情の推定原因、苦情商品の販売本数） ・ 20250530 法人資料（苦情製品にかかる情報）の一切	下記理由 2
6	行政指導記録 （令和 7 年 7 月 17 日）	一部公開	対応記録簿記載事項のうち下記の事項 ・ 対応内容の記載事項のうち、法人の担当者氏名	下記理由 1
		一部公開	対応記録簿記載事項のうち下記の事項 ・ 苦情内容に関する情報（苦情内容、苦情件数、苦情商品の輸入に関する情報、苦情の推定原因、苦情商品の販売本数、苦情対応状況） 別添報告書記載事項のうち下記の事項 ・ 法人の代表者の印影 ・ 指摘を受けた商品の概要の報告内容	下記理由 2

			・製品の販売状況の報告内容 ・苦情の詳細の報告内容 ・経緯、原因、理由等の報告内容 ・再発防止策等の講じた措置についての報告内容 ・報告書に添付された別法人の報告書 ・報告書に添付された検査結果報告書	
		一部公開	別添「報告書」について下記の事項 ・苦情の処理に関する事の報告内容	下記理由 3
7	行政指導記録（メール受信） （令和 7 年 5 月 30 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（苦情内容、苦情件数、苦情商品の販売本数、苦情の推定原因） ・20250530 法人資料（苦情製品にかかる情報）の一切	下記理由 2
8	行政指導記録（メール送信） （令和 7 年 6 月 11 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、苦情内容、苦情件数、苦情商品の販売本数、苦情の推定原因）	下記理由 2
9	行政指導記録（メール受信） （令和 7 年 6 月 19 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、苦情内容、苦情件数、苦情商品の販売本数、苦情の推定原因） 報告書案のうち下記の事項 ・指摘を受けた内容の報告内容 ・製品の販売状況の報告内容 ・苦情の詳細の報告内容 ・経緯、原因、理由等の報告内容 ・講じた措置、再発防止策の報告内容 ・報告書案に添付された別法人の報告書 ・報告書案に添付された検査結果報告書	下記理由 2
		一部公開	別添「報告書」について下記の事項 ・苦情の処理に関する事の報告内容	下記理由 3
10	行政指導記録（メール送信） （令和 7 年 6 月 27 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、苦情内容、苦情件数、苦情商品の販売本数、苦情の推定原因、苦情商品の取り扱いに対する対応状況） 報告書案について下記の事項 ・指摘を受けた商品の概要の報告内容 ・製品の販売状況の報告内容 ・苦情の詳細の報告内容 ・経緯、原因、理由等の報告内容 ・再発防止策等の講じた措置についての報告内容 ・昨年度法人より提出された報告書	下記理由 2
		一部公開	別添「報告書」について下記の事項 ・苦情の処理に関する事の報告内容	下記理由 3
11	行政指導記録（メール受信） （令和 7 年 7 月 4 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、苦情内容、苦情件数、苦情商品の販売本数、苦情の推定原因、苦情商品の取り扱いに対する対応状況）	下記理由 2
12	行政指導記録（メール受信） （令和 7 年 7 月 11 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス ・担当者携帯電話番号	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、苦情内容、苦情件数、苦情商品の販売本数、苦情の推定原因、苦情商品の取り扱いに対する対応状況）	下記理由 2

			報告書案のうち下記の事項 ・指摘を受けた商品の概要の報告内容 ・製品の販売状況の報告内容 ・苦情の詳細の報告内容 ・経緯、原因、理由等の報告内容 ・再発防止策等の講じた措置についての報告内容 ・報告書案に添付された別法人の報告書 ・報告書案に添付された検査結果報告書	
		一部公開	別添「報告書」について下記の事項 ・苦情の処理に関する事の報告内容 ・製品回収処理に関する手順書	下記理由 3
13	行政指導記録（メール受信後共有） （令和 7 年 7 月 11 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス ・担当者携帯電話番号	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、苦情内容、苦情件数、苦情商品の販売本数、苦情の推定原因、苦情商品の取り扱いに対する対応状況、報告書案に対して訂正を求めている事項） 報告書案のうち下記の事項 ・指摘を受けた商品の概要の報告内容 ・製品の販売状況の報告内容 ・苦情の詳細の報告内容 ・経緯、原因、理由等の報告内容 ・再発防止策等の講じた措置についての報告内容 ・報告書案に添付された別法人の報告書 ・報告書案に添付された検査結果報告書	下記理由 2
		一部公開	別添「報告書」について下記の事項 ・苦情の処理に関する事の報告内容 ・製品回収処理に関する手順書	下記理由 3
14	行政指導記録（メール受信） （令和 7 年 7 月 16 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス ・担当者携帯電話番号	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、苦情内容、苦情件数、苦情商品の販売本数、苦情の推定原因、苦情商品の取り扱いに対する対応状況） 報告書案のうち下記の事項 ・指摘を受けた商品の概要の報告内容 ・製品の販売状況の報告内容 ・苦情の詳細の報告内容 ・経緯、原因、理由等の報告内容 ・再発防止策等の講じた措置についての報告内容 ・報告書案に添付された別法人の報告書 ・報告書案に添付された検査結果報告書	下記理由 2
		一部公開	別添「報告書」について下記の事項 ・苦情の処理に関する事の報告内容	下記理由 3
15	行政指導記録（メール送信） （令和 7 年 7 月 16 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス ・担当者携帯電話番号	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、苦情内容、苦情件数、苦情商品の販売本数、苦情の推定原因、苦情商品の取り扱いに対する対応状況） 報告書案のうち下記の事項 ・指摘を受けた商品の概要の報告内容 ・製品の販売状況の報告内容 ・苦情の詳細の報告内容 ・経緯、原因、理由等の報告内容 ・再発防止策等の講じた措置についての報告内容	下記理由 2
		一部公開	別添「報告書」について下記の事項 ・苦情の処理に関する事の報告内容	下記理由 3
16	行政指導記録（メール送信） （令和 7 年 7 月 18 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、商品のロット数、苦情内容および対応内	下記理由 2

			容、苦情件数、苦情商品の販売本数)	
17	行政指導記録（メール受信） （令和 7 年 7 月 21 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、商品のロット数、1 ロット当たりの製造数、苦情内容および対応内容、苦情製品の包装に係る情報、苦情件数、苦情商品の販売本数） ・法人と別法人とのメールの収受内容	下記理由 2
18	行政指導記録（メール送信） （令和 7 年 7 月 22 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、商品のロット数、1 ロット当たりの製造数、苦情内容および対応内容、苦情製品の包装に係る情報、苦情件数、苦情商品の販売本数） ・法人と別法人とのメールの収受内容	下記理由 2
19	行政指導記録（メール受信） （令和 7 年 7 月 22 日）	一部公開	・担当者氏名 ・担当者メールアドレス	下記理由 1
		一部公開	・メール文中の苦情内容に関する情報（商品名、商品のロット数、1 ロット当たりの製造数、苦情内容および対応内容、苦情製品の包装に係る情報、苦情件数、苦情商品の販売本数） ・法人と別法人とのメールの収受内容	下記理由 2

公開しない理由

理由 1：条例第 7 条第 1 号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの、であるため

理由 2：条例第 7 条第 2 号に該当

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、であるため

理由 3：条例第 7 条第 5 号に該当

法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報であって、法人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報

3 審査請求

審査請求人は、令和 7 年 8 月 19 日付けおよび令和 7 年 9 月 5 日付けで、本件処分を取り消す裁決を求めて実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和7年12月22日付け医衛第2858号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書、意見書および当審査会が行った審査請求人による口頭意見陳述で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

（1）条例第7条第2号本文（法人等事業情報）について

ア 法人自身が公開を許諾している

対応記録簿（令和7年7月17日）には「今回提出した報告書記載内容は全て説明いただいて差し支えない」と明記されており、情報主体である法人（以下「当該法人」という。）が開示を許諾している以上、当該法人の利益が害される蓋然性は存在しない。

イ 「苦情者への説明のみ許諾」との反論の排斥

実施機関は今後、「説明してよいのは苦情者本人に対してのみ」と主張する可能性がある。しかし、条例第7条第2号の趣旨は、法人の正当な利益の保護にあり、「説明対象の範囲」を制限することを目的とした規定ではない。

法人の利益が害されるか否かは、公開によって新たな不利益が生じるかどうかによって判断されるべきであり、当該法人が開示を許諾している以上、非公開理由は成立しない。

（2）条例第7条第5号本文（任意提供情報）について

ア 行政記録に明記された「食品衛生法（以下「法」という。）第28条に基づく報告聴取」

対応記録簿（令和7年5月30日）には、次のとおり記載されている。「法第28条に基づき報告を求めることとした」

これは、実施機関が法定権限に基づく報告聴取を行ったことを示す明確な記録である。実施機関の「法第28条に基づかない」という主張は、実施機関自身が作成した公文書と矛盾する。

イ 「一部のみ任意提供」という想定反論の不成立

実施機関は今後、「報告書の一部のみが任意提供である」と主張する可能性がある。しかし、対応記録簿（令和7年7月17日）において、実施機関は報告書および添付資料を「別紙のとおり報告書」として一体的に受理し、内容を一括して聴取している。実施機関が後になって「一部のみ任意提供」と主張することは、実施機関の文書管理実態と整合せず、信用性を欠く後付けの主張である。

ウ 条例第7条第5号適用の不当性

当該条文は、情報が非公開とされる要件として、「当該情報を公開しないことの条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる」ことを求めている。そもそも、食品衛生上の安全に係わる問題について、その原因や再発防止策を保健所に報告するにあたり、「この情報は市民に知らせないください」という非公開の条件を付けること自体が、社会通念上「合理的」と言えるのだろうか。

食品の安全に関する情報は、その性質上、広く市民に共有され、検証されることが大前提であるべきである。万一、健康被害が発生した場合、その原因や再発防止策は、同じ製品を消費する可能性のある全ての市民にとって、死活的に重要な情報となる。このような情報の性質を鑑みれば、それに「非公開」の条件を付すことは市民の安全を軽視した、極めて非合理的な取り決めと言わざるを得ない。

(3) 条例第8条（公文書の一部公開）について

令和7年6月3日の最高裁判決では「文書内を合理的な単位で区切って開示・不開示を判断すべき」とされており、本件処分のように報告書全体を一括して非公開とする対応は、判例の趣旨にも反する。

実施機関は、報告書の「経緯、原因、理由等」および「再発防止策等の講じた措置」の記載欄全体を黒塗り（非公開）としている。

しかし、令和7年6月3日の最高裁判所第三小法廷判決（令和5年（行ヒ）第335号）において、裁判所は、行政文書の一つの欄や項目の中に不開示情報が含まれていたとしても、その欄全体を漫然と不開示にすることは許されず、文や文書として意味を成す最小限の単位で区分し、開示可能な部分は開示しなければならない（いわゆる情報単位論の否定）との判断を示している。

本件報告書において、例えば「〇〇〇」「〇〇〇」といった物理的な事実や、一般的な衛生管理手法に関する記述まで、企業の競争上の地位を害する情報（ノウハウ等）と不可分であるとは考え難い。

よって、実施機関が、内容を精査せず欄全体を黒塗りにした処分は、条例第8条および上記最高裁判決の趣旨に反する違法なものである。

(4) その他の主張について

ア 信義則上の問題および既開示情報との整合性

実施機関が報告書の存在と内容を認めながら、その記録性・証拠性を意図的に排除する対応は、説明責任の履行としても不十分であり、審査請求人に対しては、閲覧ではなく写しの交付による公開が制度的に妥当である。

令和7年8月19日に実施機関から送付されたメールは、報告書の内容を要約・解説したものであり、報告書そのものではない。解説や要約は実施機関の説明資料にすぎず、公開請求の対象である公文書そのものの公開には該当しない。

よって、当該メールによる対応は、公文書の公開義務を回避した形式的処理とみなされ、制度の趣旨に反する。

当該法人からの令和7年5月30日付けメールにおいて、当該法人は審査請求人に対し、「今後、ご不明点があった場合は、保健所を通じましてご回答をさせていただきます」と明記している。

当該法人が「保健所を通じて回答する」と消費者に約束し、実施機関もその経緯を把握

して調査を行っている以上、実施機関が「当該法人の信頼を損なう」として情報を遮断することは、実施機関自身が当該法人の消費者対応（説明責任）を妨害する結果となり、信義則に反する。

また、実施機関から審査請求人へのメールにおいて、実施機関は報告書の核心部分をすでに審査請求人へ説明している。（〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、ロット情報、苦情件数、再発防止策）

これらは、実施機関が「当該法人の利益を害する」と主張する部分そのものである。実施機関が自ら内容を開示しておきながら、文書そのものの開示のみを拒否することは、合理性を欠く。

イ 審査請求人が当該事案の「当事者」であることによる公益性の高さ

審査請求人は、報告書に記載された事実関係の当事者であり、行政説明において報告書の内容を直接説明された立場にある。

一部公開された公文書には「報告書は説明に使用して差し支えない」と明記されているが、実施機関は、写しの交付は不可であり、閲覧のみ認めるという対応にとどめている。

このような処理は、制度の形式を守っているように見えて、実質的には住民の知る権利を制限するものである。

審査請求人は単なる第三者ではなく、当該食品事故の苦情申出者であり、実施機関が調査を行う契機となった当事者である。

実施機関は、当該法人に対し「本報告書内容を説明して差し支えないか」と確認し、当該法人は「全て説明して差し支えない」と明確に許諾している。

さらに実施機関自身も、報告書の核心部分を審査請求人へ説明している。これは実施機関が、審査請求人が当該情報を知る必要性を認めていたことを示すものであり、当該法人の利益よりも当事者の知る権利の公益性が優越する。

ウ 行政プロセスの不透明性

実施機関と当該法人との間の電子メールには、行政担当者が「体裁だけ整えさせていただきました」と当該法人にメールし、報告書のデータを自ら加工している。行政担当者は「本文の修正を行わずに」としているが、行政職員がその手でデータを編集し、完成版として受領したという事実は、この報告書が単なる企業の内部資料の域を超え、実施機関と当該法人が共同で作業した「公文書」としての性格を強く帯びていることを示している。行政が編集に関与した報告書を「企業の秘密」として、ほぼ全面的に非公開とされていることは疑問である。

第4 実施機関の説明

実施機関の弁明書および当審査会が行った実施機関による口頭意見陳述で確認した本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

（1）条例第7条第2号本文（法人等事業情報）について

本件処分における公文書に記載されている当該法人は、法第57条第1項の規定により届出された営業者で、実施機関は法第28条および法第30条第2項の業務を所管する行政庁である。

本件処分における公文書は、法第6条に抵触する疑いがあるとして申出のあったもの、実施機関の職員が当該法人に対して、法第28条第1項に基づき報告を求めたものおよび当該報告に係る指導をした文書である。当該報告は、事実の詳細を明らかにする目的で実施機関の要請に基づき当該法人から提出された文書（報告書、顛末書等の事実書を含む）である。

法令を所管する行政機関の職員が、業務遂行のために特定の事業者に対して、問合せや事実確認を行うこと自体は、通常の業務遂行の範疇に属するものである。

その一方で、当該法人から聴取した内容には、特定の食品の製造方法や仕入先事業者の名称、住所を含む流通経路など当該法人が食品の売買等の取引を行ううえでの情報が含まれ、これらは当該法人の内部情報でもあり、営業の秘密に関する情報でもある。

このような情報が公になった場合、当該法人は、取引先などからの信用を失い、円滑な事業活動に支障が生ずるおそれがあることから、条例第7条第2号の法人等事業情報に該当すると判断した。

(2) 条例第7条第2号ただし書（人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）について

条例第7条第2号ただし書は、同号本文に該当する場合であっても、非公開とすることにより保護される法人等の利益と、公開することにより保護される人の生命、健康、生活または財産を比較衡量し、後者が前者に優越する場合には公にすることが必要であると認められるとの規定である。

実施機関は、緊急または重大な健康被害が懸念される場合には改善命令等を発出し公表する等しているが、今回の申出に関しては、緊急または重大な健康被害が懸念される場合に該当しないと判断した。

また、実施機関が当該法人に対する行政処分を行ったことを公表した事実はない。

よって、請求公文書を非公開とすることにより保護される法人等の利益を、公開することにより保護される人の生命、健康、生活および財産への侵害が上回ることについての蓋然性は認められないことから、条例第7条第2号ただし書には該当しないと判断した。

(3) 条例第7条第5号本文該当性（任意提供情報）について

当該法人においてあらかじめ定められている都道府県への報告方法や、回収・廃棄の対応手順について、実施機関が参考情報とするため提供を要請したが、それに係り報告された情報については、実施機関が法第28条に基づき求めた事項には該当しない。

これらの情報は、緊急または重大な健康被害を防止するために公表を行う場合であっても、公にする事項ではない。

そのため、相手方から公にしないことを条件とする任意提供として合理的であると考え、条例第7条第5号の任意提供情報に該当すると判断した。

(4) 条例第7条第7号（事務執行情報）について

当該法人を特定、識別できる情報が公開された場合、本件処分における公文書で公開した事案の概要や調査結果から、どのような事案が法に基づく調査対象となりうるのかが明らかとなり、今後、同様事案が発生した際の文書報告を事業者に拒まれる等、実施機関は正確な事実の把握ができなくなり、食品衛生行政に支障が生じるおそれもある。よって

条例第7条第7号の事務執行情報に該当するとも考えられる。

(5) 条例第8条（公文書の一部公開）について

文書内の接続詞や、段落番号等、それ自体のみを公開しても意味をなさないもの、つまり有意な記載のないものについては、全て非公開とした。

(6) その他の主張について

審査請求の対象は「行政庁の処分」である。「行政庁の処分」とは、行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、またはその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいうものであり、本件審査請求では、審査請求人の公開請求に対して行った本件処分がこれに該当する。

審査請求人は、本件処分以外の事項（報告書の当該法人了承のもとでの閲覧：報告書写しの提供については当該法人の了承が得られていない）について主張しているが、これらの事項は審査請求の対象とならず、本件審査請求において判断されるものではない。

なお、審査請求人は事業者から徴する報告書の閲覧のみを認めることに対し、知る権利を制限するものであると主張しているが、条例第7条各号で定める非公開情報に該当しない範囲で報告書を公開しており、知る権利を制限するものではないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、法第6条に抵触する疑いがあるとして申出のあったもの、実施機関の職員が当該法人に対して法第28条第1項に基づき報告を求めたものおよび当該報告に係る指導をした文書である。

(2) 本件処分について

本件処分は、条例第7条第1号、同条第2号および同条第5号に掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分の取消しを求める旨を主張している。一方で、条例第7条第1号をもって公開しないとされることには異議がない旨を主張している。

したがって、本件処分において非公開とした部分のうち当該部分を除いた、本件非公開部分の条例第7条第2号および第5号の該当性、条例第8条の該当性について、以下検討する。

なお、実施機関が主張する条例第7条第7号については、本件処分において、実施機関が採用していない非公開理由であるため、審査会において検討はしないものとする。

(3) 条例第7条第2号本文（法人等事業情報）の該当性について

本件非公開部分には、健康被害の申出に係る商品の名称、販売事業者名、健康被害の

申出内容、調査結果、商品の流通経路、仕入先情報、売上等の営業上の情報が記載されている。これらの情報のうち、当該法人の商品に健康被害の疑いが生じた事実を具体的に示す情報や事業活動の内容を明らかにする情報が公になると、当該法人の社会的信用や取引上の地位に影響を及ぼすおそれがある。

また、流通経路や仕入先等の情報は営業上の内部情報（ノウハウ）としての性格を有する。

よって、本件非公開部分の法人情報を含む記載は条例第7条第2号本文に該当すると判断した。

（４）条例第7条第2号ただし書（人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）の該当性について

条例第7条第2号ただし書については、類似の規定である情報公開法が「情報公開法第5条第2号ただし書（条例第7条第2号ただし書に相当）は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために必要であると認められる情報について例外的に開示するものとしている。ここでは、不開示により保護される利益と、開示により保護される利益を比較衡量し、後者が前者に優越すると認められたときに開示が義務づけられるものと解されるが、情報公開法第5条第2号ただし書に規定する情報は、その公開により、法人等の正当な利益を害するおそれがあることを前提として、それに優越する法益を保護するために必要である場合に限り、開示に伴う不利益を、法人等に受忍させた上で例外的に開示されるものであり、このような不利益を受忍させるためには、その開示により人の生命、健康、生活又は財産等の保護に資することが相当程度具体的に認められることを要すると解するのが、ただし書という条文の構造からみても相当である。」（大阪高判平成24年11月29日判決）と解されており、同様に解するのが相当である。

したがって、条例第7条第2号ただし書で定める公開すべき場合とは、人の生命、健康、生活等に危害を生じさせるおそれがある場合や、広範囲の被害が生じた等、事態の解決を図るための公益的必要性が、当該会社等の利益を上回ることが明らかである場合であると考えるのが妥当である。

本件では、公開することにより、当該法人には信用低下や風評被害が生じるおそれがある。

一方、商品による健康被害の申出自体はあったものの、当該商品との因果関係について客観的に確認されていない。また、実施機関の説明によれば、緊急または重大な健康被害に当たる場合に行う行政処分その他の公表措置が必要な状況にも当たらないなど、消費者への注意喚起を要する状況にあることが明らかではなく、本件情報の公開が人の生命、健康の保護に資することが、相当程度具体的であるとは認められない。

したがって、本件においては当該法人の利益を上回るだけの公益上の必要性があるとは認められず、条例第7条第2号ただし書には該当しない。

（５）条例第7条第5号本文（任意提供情報）の該当性について

条例第7条第5号は、個人または法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報であって、個人または法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時

の状況等に照らして合理的であると認められるものは、任意提供情報として公開しないと定めている。

また、「公にしないことを条件として」と認めるためには、法人等が非公開の条件を一方的に付与しただけでは足りず、実施機関が当該条件を了承していることが必要と解される。

この点、本件については、公にしないことを条件として提供されたことを示す文書その他の客観的資料は確認できない。

また、条例第7条第5号の適用には、情報提供者が非公開を希望しただけでは足りず、実施機関との間で非公開とすることについて合理的な共通認識が存在することが必要である。

本件においてそのような事情は確認できないことから、本件情報は条例第7条第5号には該当しない。

(6) 条例第8条第1項の該当性について

条例第8条第1項は、非公開情報が記録された部分を容易に区分できる場合には、当該部分を除いて公開しなければならないとしている。したがって、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、その他の部分に有意の情報が記録されている場合には、その他の部分を公開しなければならない。

実施機関は「経緯、原因、理由等」や「再発防止策等の講じた措置について」等の欄を一括して非公開としているが、これらの欄には、単なる事実経過や一般的な再発防止策等、非公開情報に該当しない記載が混在しており、非公開情報と容易に区分することが可能である。各欄の記載内容を個別に検討することなく、欄全体を一律に非公開としており、条例第8条第1項の趣旨に沿うものとはいえない。

したがって、実施機関は各記載内容を精査し、条例第7条第2号その他の非公開情報に該当する部分を除いた上で、その他の有意の情報を公開すべきである。

(7) その他

審査請求人は、当該法人が「報告書記載内容は全て説明いただいて差し支えない」と述べていることを理由に公開すべきであると主張する。しかし、当該発言は苦情申出者に対する説明の可否に関して述べられたものと解され、条例に基づく公開請求において不特定多数への公開を承諾したものと認めることまではできない。

また、情報公開制度は、何人に対しても、目的を問わず公開請求権を付与していることから、誰が請求しても同じ取扱いとする原則となっている。したがって、審査請求人が当該事案の当事者であるという個別事情は考慮されないものである。

(8) まとめ

条例第7条第5号の適用は認められない一方、本件非公開部分の法人情報を含む記載は条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書の適用も認められないため、法人等事業情報については非公開とすることが相当である。

ただし、非公開情報とこれに該当しない記載を一律に非公開とする欄があるなど、条例第8条第1項に基づく検討が十分に行われているとは認められない。

そして、このような検討が不十分な部分は、多数の対象公文書に及んでいることか

ら、本件処分は、その全部を取り消した上で、条例第8条第1項に基づき、各記載内容を個別に精査し、条例第7条第2号その他の非公開情報に該当する部分を除いた上で、その他の有意の情報を公開する決定を改めて行うべきである。

なお、条例第7条第2号ただし書該当性について、健康被害との因果関係が疑われる商品に関する情報の公開は人の生命・健康の保護に資することから、本件非公開部分のそうした情報についても公にすることが必要と認められるとする少数意見があった。

(9) 付言

審査請求人は、行政担当者が当該法人に対し「体裁だけ整えさせていただきました」とメールし、報告書のデータを加工していることについて、プロセスの透明性を著しく損なっていると主張している。実施機関の説明によれば、報告内容そのものを修正したものではなく、文書の体裁を整えるための補助的な作業を行ったものであるとのことであった。

もっとも、補助的であれ、実施機関が作業を行うことは、実施機関が文案の修正を行ったかのような疑念を招くおそれもあることから、今後は事業者の責任において修正させることを望むものである。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 1 2 月 2 2 日	・ 諮問書の受理
令和 8 年 2 月 1 0 日	・ 審議（第1回）
令和 8 年 5 月 2 0 日	・ 実施機関および審査請求人による口頭意見陳述 ・ 審議（第2回）
令和 8 年 8 月 3 日	・ 審議（第3回）
令和 8 年 9 月 1 8 日	・ 審議（第4回）
令和 8 年 9 月 3 0 日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
島 寄 正 行	会長職務代理者
高 野 ますみ	
田 中 裕美子	
森 口 功 一	会 長
山 崎 祐美子	